

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の5第1項の規定により、以下のとおり建設業の許可を取り消しましたのでお知らせします。

令和3年2月

1 許可取消しの原因

廃業届の提出があり、建設業法第29条第1項第5号に該当するため。

※違法行為等による取消処分ではありません。

2 廃業業者一覧

	許可番号	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消処分に係る建設業の種類	許可の取消処分年月日
全部廃業						
1	島根県知事許可 (般 28) 第8542号	黒崎建設	黒崎 博	出雲市口宇賀町4 7 4	許可を受ける全ての建設業	令和3年2月18日
2	島根県知事許可 (般 02) 第9816号	(株) 第一興業	林 英男	松江市乃木福富町3 8 3 - 1 5	許可を受ける全ての建設業	令和3年2月24日
一部廃業						
1	島根県知事許可 (般 01) 第9359号	安来運送 (株)	山本 朋之	安来市赤江町1 9 0 3	建、管	令和3年2月1日
2	島根県知事許可 (般 30) 第513号	ハゼヤマ・エアコン (株)	山藤 幸一	浜田市下府町3 8 8 - 4 1	消	令和3年2月8日

※ 上記略字の工事業名は以下のとおり

「土」土木工事業，「建」建築工事業，「大」大工工事業，「左」左官工事業，「と」とび・土工事業，「石」石工事業，「屋」屋根工事業，「電」電気工事業，「管」管工事業，「タ」タイ
ル・れんが・ブロック工事業，「鋼」鋼構造物工事業，「筋」鉄筋工事業，「舗」舗装工事業，「しゅ」しゅんせつ工事業，「板」板金工事業，「ガ」ガラス工事業，「塗」塗装工事業，「防」防
水工事業，「内」内装仕上工事業，「機」機械器具設置工事業，「絶」熱絶縁工事業，「通」電気通信工事業，「園」造園工事業，「井」さく井工事業，「具」建具工事業，「水」水道施設工事
業，「消」消防施設工事業，「清」清掃施設工事業，「解」解体工事業